

## 研究所だより

細越 雄二

10月27日「司法修習生に対する給費制の存続を求める決起集会」(於：日比谷公園野外音楽堂)に参加して、国会の衆参両院の議員に請願行動をしました。残念ながら、この行動に込められた思いも民主党には届かなかったようで、民主党は給費制を廃止し、貸与制に移行することを了承したとの報道が先日ありました。この給費制・貸与制の問題は、財源論に議論を狭めるのではなく、未来の法律家を育てていくにはどうすべきか、市民にとって司法がより身近で使いやすいものにするにはどうすべきかということと併せ考える必要があると思います。個人的には、(法曹志望者だけではなく、大学生などにも利用できる)さまざまな奨学金制度、とくに外国のように個人の篤志家などによる奨学金が増えることを期待しています。司法制度改革はこの給費制の問題も含めて、2002年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画を受けて今日まで進められてきて、働く者にとっては、労働審判法や裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が成立・施行され、労働関係紛争の解決の一助につながった点は評価できると思います。

一方で、推進計画では、法曹人口について「我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということ踏まえ、…(中略)…、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度

とすることを旨とする」として、ご存知のとおり、法科大学院の設置と新たな司法試験の実施が行われ、その拡大を図ってきました。しかし、現実には推進計画通りには進まず、司法試験に合格しても就職先がなく、それならばということでも独立開業しても法科大学院時代の学費負担(借入金)が重くのしかかり、生活が苦しい状況を生み出しました。

社会的に弱い立場にある市民の気持ちを理解し、市民のための法律家をめざしているにもかかわらず、働くことが出来ずみずから弱い立場に置かれざるを得なくなるのは何とも皮肉なことだと思います。何のための司法制度改革だったのか？ 結局は、既得権を有している者のためだったのではないのか？ という疑問が湧いてきます。

こうした専門家の未就職問題は法曹志望者だけにあるものではありません。会計士も公認会計士試験に合格しても就職できず、実務経験を積むことが出来なため資格取得が見込めないという状況にあるとききます。会計士の就職について深く考えず、会計士のニーズが今後大幅に増えるという見通しの甘さから試験制度を安易に変更した影響が出てしまったと言えます。生産年齢人口の減少が一層進んでいく今後の日本にとって、専門的な知識・能力を有する労働者はますます貴重とされるため、とくに若い専門家の能力を大いに発揮できる機会と場をつくっていき、社会全体で人材を育てていくことが必要だと思います。